

証券投資信託の信託終了（繰上償還）のお知らせ

追加型証券投資信託「常陽3分法ファンド」につきまして、受益権口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、以下の信託約款の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、2024年9月27日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですので、お知らせいたします。

信託約款第41条（信託契約の解約）第1項（抜粋）

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

2024年7月12日現在の当ファンドの受益者の方で、この繰上償還に異議のある方は、2024年7月12日から2024年8月21日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議を申し立てた受益者の方の受益権の合計口数が、2024年7月12日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定どおり2024年9月27日をもって繰上償還を行いません。

この場合、異議を申し立てた受益者の方は、当社を通じて受託会社に対し、保有する受益権の投資信託財産による買取りを請求することができます。買取請求期間は、2024年8月29日から2024年9月17日までとし、買取価格は、受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。

なお、異議を申し立てた受益者の方の受益権の合計口数が、2024年7月12日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行ないません。

上記の結果につきましては、2024年8月28日に当社ホームページ上にてお知らせいたします。

以上

2024年7月11日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和アセットマネジメント株式会社